

第5回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年4月14日(火) 11:30~11:45

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第5回、通算12回目となります、新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催いたします。

はじめに、統括調整部から説明があります。

○貝守統括調整部長

青森県危機対策本部と右上に書かれた資料を御覧いただきたいと思います。

今回の本部会議の開催趣旨でございますが、政府の基本的対処方針の変更を踏まえた対応の確認、そして、健康福祉部からの対応状況報告と依頼がございます。

発生状況等につきましては、後ほど、健康福祉部から説明をお願いします。

対策本部の各部の対応でございます。

前回から追加、変更になった部分について御説明いたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

総務部ですけれども、一番最後のポツ、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払いが困難な方に対する医療措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部に通知がなされております。

企画政策部ですが、一番上、県庁のホームページのトップページに大きなバナーを配置し、緊急事態宣言発令を踏まえたお願い及び県有施設休館のお知らせについて、新型コロナウイルス感染症の各種情報のメニューページにリンクを貼ったということでございます。

この県有施設休館につきましては、三沢航空科学館、それから県立美術館、県営浅虫水族館、そして郷土館、三内丸山遺跡センター、これらにつきまして4月11日から5月6日まで休館するというところでございます。

趣旨は、県外から訪れる方が多いということでございまして、緊急事態宣言を踏まえた対応、そして、県外から来られた方に不要不急の外出を控えていただくというお願いをすることで、それに連動しての対応でございます。

3ページでございますけれども、環境生活部においては、県の消費生活センターにおいて、消費者に対し新型コロナウイルスに便乗した悪徳商法に注意するよう呼び掛けております。

次に、1枚飛びまして5ページ、農林水産部の一番最後でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、農作業に従事する中国等の実習生を予定どおり確保できない農業者と余剰労働力が発生している企業をマッチングするため、農業労働力ワンストップ相談窓口を設置したというものでございます。

この資料につきましては以上です。

次が4月11日に政府の対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更したものでございます。これについて御説明します。

左から変更案になってございまして、一番下の3行のところ、太字で線を引いておりますけれども、この部分が追加になったという変更でございまして。

読み上げますけれども、特定都道府県以外の都道府県は、法第24条第9項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について強く促す、という改正が行われております。私の方からは以上であります。

○坂本危機管理局次長

引き続き、健康福祉部から説明があります。

○有賀健康福祉部長

健康福祉部と右肩に書いてある資料を御覧ください。

県内の発生状況でございますけれども、令和2年4月13日現在で感染者は22名でございます。そのうち、4名の方は既に退院をしています。

検査の状況ですけれども、13日までに418件検査をやっております。

相談センターの相談件数については、おめくりいただきまして別紙のとおりでございます。後ほど御参照ください。

もう1枚おめくりいただきまして、こちらは、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養に係る人員確保の依頼ということでございますけれども、現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、入院を要する患者さんが増大した場合、そして重症者、重症化する恐れが高い方に対しては、入院医療の提供に支障をきたす恐れがあるということで、症状がない方、軽症者の方については、PCR検査が陽性であっても宿泊または自宅での療養を行ってもらう必要があるということでもあります。

幸い本県では、現在のところ、重症化したという方はいらっしゃいませんけれども、そういった事態に備えるために宿泊または自宅での療養という体制を整える必要があるかというふうに考えており、現在、その宿泊施設について調整しているところであります。

そして、各部局への依頼事項なんですけれども、この宿泊施設での療養を円滑に運営するためには、全体統括責任者、総括ロジ班、保健医療班等の施設運営を担当する人員を配置する必要があります。ですので、実際に宿泊施設で運営を始める際にあたっては、この運営に必要な人員について派遣等で御協力いただきたいというふうに考えております。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

これまでの説明について、御質問等があれば。

それでは、本部長からの指示事項と県民へのメッセージがございまして。

○三村本部長

まず、本部長指示ということでお話をさせていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されて以降、対象区域においては、外出自粛や休業の要請等の措置が取られておりますが、依然として、日々相当数の感染患者が確認され、患者総数も増大の一途を辿るなど、引き続き国家的な危機として、重要な局面に置かれているものと認識をしております。

一方、県内におきましては、これまで22例の感染症患者が発生していますが、積極的疫学調査が継続している事例もあるなど、予断を許さない状況が続いております。

こうした中、去る4月11日には、新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針が変更され、緊急事態措置の対象となった7都府県以外の道府県に対しましても、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請することとされたところであります。

県としては、これを踏まえ、県民の皆様に対して、夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において3つの密を避けていただくことを改めて徹底していただくなど、より一層の御協力をお願いすることといたしました。

各職員においては、引き続き感染拡大の防止に向けて、迅速かつ全力で対応するとともに、業務上の感染防止対策について十分な措置を講ずるよう指示をいたします。

また、プライベートタイムにおきましても、感染リスクを避け、自覚ある慎重な行動をとっていただくようお願いをします。

そして、この上十三保健所管内の介護事業所における感染症患者の発生により、当該事業所においては、ぎりぎりの状況で入居者のケアにあたられています。入居者の命を守り、安らぎの暮らしを維持することを第一に、保健所をはじめ、関係部局が連携して必要な支援を実施するよう指示をいたします。

なお、危機対策本部においては、県内における感染拡大に伴い、現状の体制による対応が厳しくなりつつあり、体制の更なる強化が必要な状況となっておりますことから、人員確保につきまして、全庁的に協力するよう、これは指示をいたします。

更に今後、感染症患者が増加する事態も見据え、軽症患者の宿泊療養施設の確保について、早急に準備を進めることとし、施設運営に必要な人員等についてもバックアップするよう指示をいたします。

これにあたっては、北海道胆振東部地震や東日本豪雨などの大規模災害発生に際し、被災地の避難所において運営支援に当たったノウハウが活かされるものと期待をするところでもあります。

状況は日々刻々と変化をいたしております。

現在、補正予算の編成作業が進められているところでありますが、県内における感染症患者の動向や地域経済及び県民生活への影響など、状況変化を的確に把握のうえ、必要な施策を時機を失することなく実施できるよう、しっかりと事業を構築するよう、改めてこれも指示いたします。

以上、引き続き全職員一丸となって全庁体制で取り組むよう指示します。

それでは、県民の皆様方に一言お話申し上げたいと思います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されて以降、対象区域においては、外出自粛や休業の要請等の措置が取られておりますが、依然として、日々相当数の感染患者が確認され、患者総数も増大の一途を辿るなど、引き続き国家的な危機として重要な局面に置かれているものと認識をいたします。

こうした中、去る4月11日には、新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針が変更され、緊急事態措置の対象となった7都府県以外の道府県に対しても、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請することとされたところであります。

県民の皆様には、今般の国の基本的対処方針の変更も踏まえ、イベント、会議、スポーツ、そして夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において密閉、密集、近距離での会話といった3つの条件が同時に重なる場を避けていただくことについて、改めて徹底してくださるようお願いいたします。

県民の皆様方、お一人お一人の行動、そして各職場や学校などにおける対応が今後の感染の動向を大きく左右します。

県としては、県民の命と暮らしを守るため、本県における感染まん延や医療の崩壊は、何としても避けねばならないと考えており、感染拡大の防止に万全を期していく所存であります。このことは、県民の皆様方の御理解、そして御協力なしには成しえないものと考えております。

以下、これまでの繰り返しとなりますが、改めて県民の皆様方をお願いしたいことがございます。

基本中の基本であります、手洗い、そして咳エチケットの徹底。風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、感染防止に繋がる行動をとってください。

緊急事態措置の実施区域への不要不急の移動を自粛してくださるようお願いいたしますとともに、緊急事態措置の実施区域以外への移動につきましても、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、慎重な御判断をお願いします。

緊急事態措置の実施区域から移動されてきた方におかれましては、2週間は不要不急の外出を自粛いただき、毎日検温するなど、健康観察をしてくださるようお願いいたします。

そして、感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置しております、「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡してください。同センターが「帰国者・接触者外来」に御案内をいたします。

また、感染した方などに対する謂れのない誹謗中傷、心ない批判や差別的な対応は、当事者を深く傷つけるものであるばかりか、本来、検査を必要とする方が「帰国者・接触者相談センター」への連絡をためらい、結果として、感染が拡大することにも繋がりがねません。

今は心を1つにして、ウイルスに立ち向かう時であります。

県民の皆様におかれましては、感染した方等に対する誤解や偏見に基づく差別等が生じることがないように、冷静な行動を重ねてお願いいたします。

以上、県民の皆様には、何かと御不便をおかけすることとなりますが、この難局を皆様と共に乗り越えていきたいと考えておりますので、特段の御理解、御協力をお願い申し上げます。

す。

なお、県では現在、政府の緊急経済対策を最大限に活用することを念頭に補正予算の編成作業を進めているところであり、引き続き感染拡大防止に万全を期すとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めることができるよう、全力を尽くして参ります。

以上であります。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了いたします。

○三村本部長

力を合わせて参りましょう。よろしく。